

○注意事項

(1) 本届出書は、契約締結前（落札候補者の時点）に提出してください。

(2) 本届出書を提出する工事は、主任技術者が「専任する工事－専任する工事」又は「専任する工事－非専任の工事」の場合のみです。「非専任の工事－非専任の工事」は提出不要です。なお、「専任する工事－非専任の工事」の場合でも、兼務できる工事の数は2件です。

なお、既に本組合発注工事に非専任の主任技術者を配置している場合で、新たに配置する工事が本組合発注工事以外の場合は、その技術者が専任の場合であっても、この届出書を本組合に提出する必要はありません。

(3) 既に配置している技術者が専任の場合は、その工事の発注課に、兼務することについて内諾を得てください。

(4) 兼務要件の「「密接な関係」の根拠欄」には、「工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事」であること、又は「施工に当たり相互に調整を要する工事」等であることの根拠を簡潔に記入してください。また、必要に応じて、挙証資料等（契約書や仕様書の写し等）を本届出書と併せて提出してください。

○「「密接な関係」の根拠欄」の記入例

- ・同一現場の工事であるため
- ・同一路線内の工事であるため
- ・工事用道路を共有しており、相互に工程調整を要するため
- ・資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するため
- ・相当の部分の工事を同一の下請け業者（株〇〇建設）で施工し、相互に工程調整を要するため
- ・同時に交通規制を行う必要があり、円滑な交通を確保するため、相互に調整する必要があるため
- ・工事の発生土を盛土材に流用しており、相互に土量配分計画の調整を要するため

等

(5) 「工事現場」欄は、

- ・施工場所が同一である場合は「同一現場の工事」
- ・工事現場の相互の間隔が10km以内である場合は「現場が10km以内」のいずれかにチェックを付けてください。

(6) 「兼務場所」欄は、「工事現場欄」で「現場が10km以内」にチェックを付けた場合に、地図を貼付するとともに、既に配置している工事と新たに配置する工事の場所を記載し、距離と縮尺を明記してください。別紙でも可。

なお、「同一現場の工事」にチェックを付けた場合は、地図の貼付や記入等は不要です。

(7) 同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、やむを得ない事由により専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合、主任技術者の途中交代を認めます。ただし、この場合においても、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められるものに限ります。